

令和6年度の取組の成果と課題について

1 成果について

- ・ 日常の教育活動において、ささいなことでも見逃さないという意識が、教員はもとより児童・生徒にも高まってきている。それは、児童生徒においても「いじめは許されるものではない」という思いや考えが身に付いてきていると考える。いじめの認知件数に加え、解消率が小・中学校ともに高いまま維持できているのは、その現れとして捉えられる。
- ・ 子どものいじめ防止サミットについては、今年度は参集型会議を実施することができた。コロナ禍であっても、今まで子どもたち自身が歩みを止めず、自分たちの問題として捉えて活動を持続してきたことで、サミットにおいて、次なる活動の目標や啓発の手立てについて活発に意見を交流することができた。
- ・ いじめを発見した場合、担任だけで抱えるのではなく、すぐに組織（学校・学年）で情報共有し、チームで対応することで早期解消につなげている。また、解消後も当該児童生徒を継続的に注視していくなど、再発防止に取り組んでいる。
- ・ 子どものいじめ防止サミットで提言された「いじめ未然防止プログラム」に基づいた授業を各校で実践し、自他ともに大切にできる子どもの育成を目指して、いじめを「しない、させない、見逃さない」力を児童生徒に身に付けさせるとともに、思いやりの心や自律心、コミュニケーション能力等、児童生徒のいじめ防止の力を育んでいる。

2 課題について

- ・ いじめの認知件数の学校間の差については、捉え方に若干の相違があることや学校規模による差も考えられる。今後も、いじめを認知することが目的ではなく、ささいないじめを見逃さないために積極的に認知を行うという教職員の共通理解を図る必要がある。そのために教頭会や各校の生徒指導主事などに周知していく。（いじめ及びいじめ解消の定義の理解の浸透を着実に行う）。
- ・ SNSを使ったいじめ（画像の公開、悪口、中傷等）は目に見えにくいことや学校外で起こることが多いため、状況の把握やいじめを発見することが難しい。家庭における携帯電話等の使用方法やルールなど、保護者への働きや協力が必要である。今後も継続して東海警察署や市青少年育成センター等の関係機関と連携しながら情報モラル教育を推進し、児童生徒・保護者の意識を高めていく必要がある。また、教職員がSNSを使ったいじめについて、更に理解を深め、未然防止を推進する力や対応力を高めるとともに、学校と家庭が共通認識をもって指導できるように取り組んでいく必要がある。
- ・ コミュニケーションの不足や相手の気持ちを考えられずに行う「ちょっかい」や「いじり」が、いじめに発展するケースも多い。教員研修センターと連携を図り、研修会を実施するなどして、教師力を高め、児童生徒理解とともに、安全・安心な学校・学級、自己肯定感をもつことができる学級など、いじめを生まない集団を形成していく必要がある。
- ・ 学校だけでは解決が難しい事例が増えてきている中で、保護者や児童生徒の対について専門機関等からの助言をもらえる体制づくりが必要である。